

新しい資本主義実現本部幹事会の開催について

令和4年8月3日
新しい資本主義実現本部長決定

- 1 新しい資本主義実現本部の設置について(令和3年10月15日閣議決定)第4項に基づき、関係府省庁が十分連携して施策の進捗管理を行うため、新しい資本主義実現本部幹事会(以下「幹事会」という。)を開催する。
- 2 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

議長	内閣官房副長官(新しい資本主義実現本部事務局長)
議長代理	内閣官房副長官補(内政担当)
副議長	内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長代理 内閣府事務次官(内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長代理)
構成員	内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) 内閣官房国土強靱化推進室審議官 内閣官房孤独・孤立対策担当室長 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局次長 内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局長 内閣官房GX実行推進室長 内閣官房海外ビジネス投資支援室長 内閣府政策統括官(経済社会システム担当) 内閣府地方創生推進事務局審議官 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官 公正取引委員会経済取引局長 金融庁総合政策局政策立案総括官 デジタル庁統括官(戦略・組織担当) 総務省大臣官房総括審議官(情報通信担当) 外務省経済局長 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省政策統括官(総合政策担当) 農林水産省大臣官房総括審議官

経済産業省経済産業政策局長
資源エネルギー庁長官
中小企業庁長官
国土交通省総合政策局長
環境省総合環境政策統括官

- 3 幹事会の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。